

議案質疑

※発言の一部を抜粋して掲載

樺島 永二郎

■環境基本計画等策定

Q 多久市環境基本計画の目的は

A 多久市環境基本条例に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的としています。

Q 前回策定した、平成26年度から令和5年度の多久市環境基本計画で75の具体的な取り組みの実施状況はどうなっているか

A 令和3年度までの実績では、目標達成できたものが75項目中の68項目、達成できていないものが7項目となっています。

Q 今までの取り組みの結果や、近年の社会情勢や環境意識の変化(SDGs・脱炭素社会)を取り入れたうえで新たな10か年計画を策定を



多久市環境基本計画

■スクールバス運行管理委託

Q 平成29年度の債務負担行為と今回の債務負担行為を比べると約7,000万円の増額になっているが、その理由は

A 運転士等の人件費増をはじめ、委託内容の仕様変更に伴う増額として、登下校日数の増加、車両のタイヤ交換の追加、部活動改革に伴う部活動等利用の拡充、継続検査時の自賠責保険料、重量税を委託料に含めています。

Q 地域運動部活動での利用について詳しく説明を

A 大会参加に加え、部活動における合同練習及びスポーツピア利用を仕様で明記することを予定しています。



スクールバス

■保育対策総合支援事業

Q 保育施設の老朽化した備品や設備の改修を行い、保育環境の改善を図るためとあるが、実際にどのようなものが対象か

A 予定している主な内容として、床の劣化、雨漏り、故障トイレ、ボイラー等の老朽化したものの更新です。

Q 1施設当たりの補助基準額は

A 補助基準額は1施設当たり上限102万9,000円で、実費相当額を補助します。

Q 今回、申込みされていない事業者が来年度以降に申込みをしたかったときに、この支援事業は行っているのか

A 当該事業を実施した施設は、10年間経過しないと再度の事業実施ができないよう国が制度設計をしています。当面この事業は継続されると考えています。

古賀 公彦

■スクールバス運行管理委託

Q 安全対策としてドライブレコーダーが搭載されていると思うが、どのように設置されているか

A 17台のスクールバスに前方及び車中を撮影するカメラを設置しています。

Q ドライブレコーダー更新の費用は管理委託料の中に入っているのか

A 今回の委託料には入っていません。

中島 慶子

■中体連等出場補助金について

Q 中体連出場補助金の詳細は

A 市内義務教育学校後期課程で九州大会出場の陸上部、ハンドボール部、バドミントン、水泳や駅伝、既に全国大会出場が確定している陸上部に係る経費を計上しています。

Q 補助金交付の根拠になるもの、要綱等の定めは

A 多久市中学校大会出場補助金に関する補助金交付要綱に基づき交付して、対象経費の分類を交通費、宿泊料、運送費、参加料とし、参加料は実費額、その他の経費の補助率は2分の1としています。

補助対象人員は大会要綱で定められた選手及び監督、又は引率者を上限とした実人数で取り扱っています。

Q 不足分対応はどれされているのか。また、保護者等の負担軽減のためにも補助率アップを図り支援してほしい

A 全国・九州大会出場に要する費用で賄いきれない分はPTA、育友会などから一部負担、また、物品販売等が行われています。

補助率につきましては県内他自治体の内容確認、比較を行い、より良いあり方を検討して行きたいと考えています。



議案質疑

※発言の一部を抜粋して掲載

平間 智治

■新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業に要する経費、佐賀西部広域水道企業団負担金(水道料金免除分)について

Q 事業の目的は

A 物価高騰の影響を受ける市民及び市内事業者の経済的負担の軽減を図る目的です。

Q 水道料金の免除の詳細は

A 免除は、令和4年11月の検針分で、9月及び10月に使用した相当分が対象で、料金はそれぞれ11月と12月に請求されます。

免除額は、使用区分及び使用量で3つのケースがあり、(1)一般家庭用で使用量が5㎡以下の場合では、基本料金1,400円プラスの消費税相当額で1,540円が免除額になります。

(2)一般家庭で、使用量が6㎡を超える場合では、1,900円プラス消費税相当額で2,090円が免除額になります。

(3)事業所等の業務用では、使用量に関係なく2,400円プラス消費税相当額で2,640円が免除額になります。11月と12月に請求される水道料金は、今回免除されます。基本料金を差し引いた超過使用分が使用者に請求されます。

Q 県内の自治体での実績状況は

A 物価高騰対策で水道料金を免除する事業は、県内では多久市が初めての事例です。

■新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業に要する経費、観光関連事業継続支援金について

Q 事業の目的と事業内容は

A 観光関連事業者については、コロナ禍において旅行控えの影響、また、昨年春先から原油価格高騰による燃油や電気料金等の値上げにより経費が増え、経営がさらに厳しい状況が続いています。そのため、宿泊事業者や貸切バス及びタクシー事業者を支援し給付するものです。

鷲崎 義彦

■市内看板改修事業について

Q 佐賀県によるKIZUKI・看板改修支援事業を活用しての事業だが、何を目的として行われるのか。

また、成果としてはどのようなことを期待しているのか

A 令和6年度の国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会が佐賀県で開催され、本市では、弓道競技、スポーツクライミング競技の会場となっており、全国より多くの来訪者が見込まれます。

市においても県の事業を活用し、老朽化した看板の改修、また撤去を行い、来訪される方々のイメージアップを図りたいということ、さらには本市の様々な情報や文化を的確に伝えることを目的としています。

い状況が続いています。そのため、宿泊事業者や貸切バス及びタクシー事業者を支援し給付するものです。

Q 支援内容は

A 対象事業者は、市内宿泊事業者の3宿泊施設、市内観光バス事業者、タクシー会社の5事業者です。

支援内容は、事業継続支援金として、各事業者の営業に係る売上げを令和3年度と令和元年度、もしくは令和2年度と比較して、その売上減少幅により支援金を段階的に設定し支援するものです。また、原油価格高騰に伴う負担増分に対し、上乗せ分として支給をするものです。

■生活困窮者支援体制構築プラットフォーム整備補助金について

Q 事業の目的は

A コロナ禍における原油価格・物価高騰等の影響を受け、支援のニーズが高まることにより、地域生活困窮者支援に取り組むNPO法人等民間団体がその支援ボリュームが増加した部分の活動を行う際に必要な経費を補助金として交付することにより支援をするものです。

Q 事業の詳細は

A この補助金の交付においては、協議体(プラットフォーム)において、その効果的な生活困窮者支援の内容を検討して、交付対象団体として認定する予定です。

生活困窮者支援体制構築プラットフォーム整備事業の制度は、地域の実情に応じて民間団体と連携し、生活困窮者支援の民間連携によるセーフティネットを構築するものです。生活困窮者の支援ニーズ増大に対するNPO法人等の団体に対して、1団体当たり50万円の補助を上限に国がその自治体を通して補助を行います。

協議体の設置については、多久市は、生活困窮者自立支援調整会議を、協議体と位置づけ、官民連携した生活困窮者の支援等を行っていく計画です。

効果は、観光人口及び交流人口の増になることを期待しているものです。



看板